

役員の報酬に関する規程

役員報酬規程（平成２９年４月１日施行）の全部を改正する。

（目的）

第１条 この規程は、社会福祉法人上小阿仁村社会福祉協議会（以下「法人」という。）の定款第１１条の規定に基づき、役員の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

（役員）

第２条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

（報酬の支給）

第３条 法人の役員に対して、その業務の対価として報酬を支給する。ただし、職員を兼務する役員には、職員の給与規程に基づき職員給与を支給する。

２ 役員の報酬は、次のとおりとする。

（１）会長 月額 ５０,０００円

（報酬の支給日及び支給方法）

第４条 役員の報酬の支給日は、毎月２１日とする。ただし、その日が休日又は日曜日に当たるときは、職員給与規程第５条ただし書きを準用する日とする。

２ 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（公表）

第５条 法人は、この規程を、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬の支給の基準として公表する。

（改正）

第６条 この規程の改正は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、令和３年６月２９日から施行する。

附 則

この規程は、令和７年６月２７日から施行する。